

四国中央市農業振興条例（仮称）素案に係る

タウンコメントの意見募集結果について

- 1 募集期間 令和5年7月12日（水）～令和5年8月10日（木）
- 2 提出者数 17名
- 3 ご意見等の件数 19件
- 4 条文素案への反映予定 1件
- 5 ご意見等の概要及び市議会（産業建設委員会）の対応の考え方
 ※ご提出いただいたご意見等は、趣旨を損なわないよう要約及び整理させていただいております。
 ※複数の同趣旨のご意見については1件にまとめさせていただいております。

No	ご意見の内容について	対応について	素案への修正
1	<p><u>第9条（5）について [有害鳥獣]</u></p> <p>鳥獣害対策が問題化している。これを解決するためには、行政や地域社会が連携していく必要がある。早期に体制づくりの必要が求められているため、農業振興条例（案）を実行してほしい。</p>	<p>鳥獣害対策は本条例の制定に係る重要なテーマのひとつと捉えております。現在の補助事業の拡大を含め、地域との連携を図っていくことを求めています。</p>	
2	<p><u>第7条、第8条について [事業者、市民の役割]</u></p> <p>事業者や市民が協力する部分が地産地消を通じての部分だけでは、「農産物を買って下さい」だけのような印象を受ける。</p> <p>産業祭等、市、市民、事業者、農業関係団体の相互理解を深めるような文言があったらよいのではと感じた。</p>	<p>地産地消についてのご意見を踏まえて、第7条、第8条のほか、第9条の解釈として、消費すること以外にも、市産農畜産物を活用した魅力ある商品づくり、農業体験、食育の推進、産業祭などのイベント、市民参加による農業への理解と関心を深めることについて、条例制定時に併せて公開予定の解説（以後、「解説」とします）に明記いたします。</p>	

3	<p><u>第9条(3)について〔農業資源〕</u></p> <p>全体的には問題ないと思われる。</p> <p>第9条(3)『農地、農道、農業用水その他の農業資源の確保につながるものであること』の中で、農地について、耕作放棄地が増えている中で農業用水について、水路そのものが老朽化しており、農作業に影響が出ている。もう少し具体的な方針を入れてもらえればと考えている。(地元水利組合だけでは、予算がなく難しいため)</p>	<p>第9条(3)を前提とする考え方を基本として、解説への記載も踏まえ、第10条に記載する基本計画を定める中で具体的な方針・施策について、求めていると考えております。</p>	
4	<p><u>全体について</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 食の教育(自給率、食の安全、食の大切さなど) 2. 農業の担い手確保案 3. 遊休農地の解消、農地保全(市民による農地の利用) 4. 鳥獣害の低減 <p>これらについて、一步前進した取り組み、担当部署の明確化を。</p>	<p>ご意見の4つのポイントは、本条例の素案の作成段階で、まさに最も重要な項目としてまず設定した項目であります。ご提案のとおり、これらの項目については、今後の一步前進した取組や計画を求めていると考えております。</p>	
5	<p><u>全体について〔第9条(1)、(12) 関連〕</u></p> <p>農業分野の人材確保について、外国人材の採用を提案したい。</p> <p>将来の日本の農業を支える日本人の人材育成を行いつつ、外国人材の受入れも同時に行い、農業知識のある日本人が外国人材と一緒に農業を行っていく体制を作っていくべきではないかと考える。</p>	<p>今後の農業に従事していく人材としては、市内在住者のみならず幅広い視点を持って様々な取組等で確保することにならなければならないと再認識いたしております。条文第9条(12)において解説に記載いたします。</p> <p>今後の具体的な農業施策に係るご提案として、詳細な説明と、参考資料も添付しご提出いただいておりますので、これらは関係部局及び関連機関へ共有させていただきます。</p>	

6	<p><u>第8条について〔市民の役割〕</u></p> <p>条文中の「地産地消」について、農業の振興には地産地消は重要であるが、農業農村の振興に関する取組、多面的機能の取組なども当然必要である。そのため、これらの取組を含める意味で「地産地消」を「地産地消等」に変更した方がよいのではないかと考える。</p>	<p>同条に記載の「農業の振興に協力する」の部分について、第9条の施策の基本方針に基づくものとして、ご意見の内容が該当するため、こちらにそれらを含むものとして整理いたします。</p>	
7	<p><u>第9条（8）ほかについて〔有機農業〕</u></p> <p>全国の農業者仲間に聞いてみると、有機農業を主体とした農業形態に切り替えている地区が多くなった。この条例においても、今後育ってくる子供のことも考えて、より前向きに有機農業ができる農家を育てていくことも大事である。学校給食での地産地消の取組による米の供給についても、有機米を2～3割入れていこうと取り組んでいる自治体も増えている。有機農業については条文でもっと強く訴えてもよいと考える。</p>	<p>みどりの食料システム戦略における国が目指す姿（耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%へ拡大）、県の有機農業推進計画（市町段階における推進体制の整備）などを踏まえ、市の有機農業者への支援等の積極的な取組を求めることを解説に明記いたします。</p>	
8	<p><u>第9条（7）について〔販路拡大〕</u></p> <p>販路について、海外に求める農業経営体、事業者が増えている。条文中には海外に対する取組についての記載がない。例えば山間地域で取れた酒米を利用して海外戦略としてブランドに乗せて全世界に売っていくなどといったことを考えることも大事であると言われたこともある。五葉松なども既に海外展開をしているため、条文の中にもそれらについての文言を含める方が、よりグローバルな目線で農業を捉えているのではないかと考える。</p>	<p>まずは、市内から市外、県外への販路拡大、そして海外へグローバルな販路拡大を目指した取組を求めることを解説に明記いたします。</p>	

9	<p><u>全体について</u></p> <p>○近隣大学や諸団体等の外部専門家を交えた意見交換も必要に感じた。</p> <p>○最近活発に議論される課題を多く取り込んだ案に見えるが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地産地消の推進には現状作物の多様性に乏しい、ブランド特化との両立バランスについて ・有機農業の推進には化学的なエビデンスの元で長所と短所の周知について ・遊休農地の一部を湿地遊水池として失われつつある生物多様性保全等に寄与するための利用も考えられる <p>これらの疑問や提案があり、今後より具体的な施策内容を伺いたい。</p>	<p>○本条例の委員会による素案作成については、市内の農業関係団体等の協力を得て条例に係る検討会を開催し、意見交換を行いながら作業を進めさせていただきました。</p> <p>○今後の具体的施策については、本条例の第10条において基本計画の策定を求めており、その中で各分野での課題解決のための取組等についての協議検討を進めていくことを求めてまいりたいと考えております。</p>	
10	<p><u>第9条（5）について [有害鳥獣]</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例策定の際の意見交換の場などを設置してほしい。 	<p>本条例の素案作成については、市内の農業関係団体等の協力を得て条例に係る検討会を開催し、意見交換を行いながら進めさせていただき、今回の意見募集をさせていただいたところ です。</p> <p>今後の取組のための施策や計画についての協議の場については、四国中央市鳥獣被害防止対策協議会をはじめ、実効性の高い活動につなげられる意見交換の場の確保を求めてまいりたいと考えております。</p>	

11	<p><u>その他</u> 荒れた土地が少しでもなくなる事を祈る。</p>	<p>本条例の第9条の基本方針の中に、遊休農地の発生防止、解消の推進についても記載させていただいておりますので、その積極的な取組を求めてまいりたいと考えております。</p>	
12	<p><u>全体について</u> 理念法としては基本的に賛成する。現在、策定中の「四国中央市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」との整合性に配慮する必要があるのではないかと。</p>	<p>本条例については、担当部局にも確認を行いながら、当該構想等との整合をとらせていただいております。 また、第10条による基本計画についても、本条例の趣旨及び既存の計画等との整合を図りながら策定することを求めてまいりたいと考えております。</p>	
13	<p><u>第10条について〔基本計画〕</u> 「農業の振興の基本となる計画を定めなければならない。」となっているがその中身、内容が重要であり、非常に關心を持っている。そのきっかけとなる本条例の制定に賛成し期待する。</p>	<p>本条例では農業振興の基本計画を定めることを明記することで、今後の施策等の方向性を明確にすることを目指しております。第10条における基本計画は今後の重要な項目として策定を求めるとともに、その状況を確認してまいりたいと考えております。</p>	
14	<p><u>全体について</u> 本市の農地の状況（狭小な面積が多い）ことを含め、農地までのアクセス、農地の形状、水の便、取り組む農家の状況などを勘案した計画を考えてほしい。</p>	<p>農地の集積、集約、形状等につきましては、今後策定される地域計画などにおいて、その検討を求めたいと考えております。</p>	

15	<p><u>第9条(12)について [女性の活躍]</u> 農業分野でのこれまで以上の女性の活躍を推進するための条文として敢えて条文化しているものと見受けられるが、近年は様々な分野でグローバル化が進む中で、ダイバーシティ(多様性)という言葉がよく聞かれるようになり、性別を含め年齢、人種、宗教、学歴、障がいの有無、伝統など多種多様な価値観を認め合う動きが進んでいると思う。そのような現代の情勢にも勘案しながら、全ての人が農業に積極的な参加ができるような条文にできればよりよいのではないかと感じている。</p>	<p>ご提案いただいた観点を踏まえた修正を行いたいと考えております。</p> <p>より現在の情勢を踏まえた条文にすることとともに、解説の中では様々な方が農業に参画していくことについての条文であることを明記いたします。</p>	○
16	<p><u>第9条(5)について [有害鳥獣]</u> もう少し鳥獣被害に取り組んでほしい。</p>	<p>本条例の第9条の基本方針の中に、有害鳥獣による被害防止等について記載させていただいておりますので、その積極的な取組を求めてまいりたいと考えております。</p>	
17	<p><u>その他</u> <u>米の大切さを今一度考えよう(米作の振興)</u> 基本に戻って我々にとって大切な食糧“米”を見直すべき時に来ているのではないか。 具体策として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米の買い取り価格を上げる。 ・消費者に米を沢山食べてもらえるよう、米を買うと得をする方法(米袋についているシールを集めて台紙に貼ると金券が貰える等)。 	<p>今後の具体的な農業施策に係るご提案として、関係部局及び関連機関へ共有させていただきます。</p>	

18	<p><u>全体について</u> 農業全般においては、危機が迫る事案が多々ある中で農業関係者各位の皆様にはいろいろとご意見を出していただき、我々も協力していきたい。</p>	<p>本条例の制定に向けた動きの中で頂戴したご意見については、今後の様々な協議等に共有しながら、活用いただけるよう働きかけてまいります。</p>	
19	<p>意見は特になく、条例に賛成する。</p>	<p>引き続き本条例の制定に向けて他のご意見等を参考にしながら作業を進めてまいります。</p>	

上記のご意見以外にも、農業振興のための取組についての多くのご要望、参考資料もいただきました。ご提出いただきましたご意見等につきましては、全て市の関係部局等へ共有し、今後の取組に生かさせていただきます。タウンコメントへのご協力、誠にありがとうございました。